

葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会設置要綱

6 葛福高第 743 号
令和 6 年 11 月 14 日
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 認知症予防をはじめ、認知症である者（以下「認知症の人」という。）の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現することを目的に、(仮称) 葛飾区認知症施策推進計画（以下「計画」という。）の策定及び認知症への理解促進に向けた条例（以下「条例」という。）の制定に係る検討を行うため、葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定に関する事。
- (2) 条例の制定に関する事。
- (3) 区の認知症に係る施策に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者及び次に掲げる関係機関、団体等に属する者のうちから、区長が委嘱する委員 35 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 葛飾区医師会
- (3) 葛飾区歯科医師会
- (4) 葛飾区薬剤師会
- (5) 介護支援専門員
- (6) 介護サービス事業者
- (7) 地域団体
- (8) 葛飾区キャラバン・メイト
- (9) 高齢者総合相談センター
- (10) 認知症の人又はその家族
- (11) 葛飾区職員
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、学識経験者である委員1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、これを公開しない。

4 委員会は議事概要を作成し、これを公表する。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、福祉部高齢者支援課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年11月14日から施行する。